

委員会において提示された論点に対する評価及び対応策について

3. 論点	4. 評価	5. 対応策
(1) 全般的な論点		
○調査過程をみると、最初の2件については、申告内容だけで判断して、「安全に問題は無い」、「法令違反は無い」などと軽く考えていたのではないか。	当時は、申告2件については、それぞれ申告があった段階で、申告の内容が仮に事実だとしても安全は確認された状況にあったため、現状として法令違反の可能性は低いと考えられた。 しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、原子力安全行政に対する「信頼の確保」も同様に重要な使命であることを考慮すれば、その後続く27件の不正記録の判明が遅くなったこと、その間、国民、とりわけ地域住民に対し何らの情報提供が行われなかったことなどから、保安院（※）による本件事案への不十分な取組姿勢や調査手順の誤りを明確に指摘すべきである。	保安院は、原子力安全行政においては、「安全の確保」だけを達成すればよいのではなく、「信頼の確保」にも真剣に取り組む必要があるということをより明確に認識すべきであり、今後、申告があった場合には、それを重大な事故につながる可能性のある事案を早期に発見できる端緒と認識して、その上で、全ての申告案件について、特に安全性及び違法性の両方の観点から迅速かつ機動的に調査を行うことが求められる。また、これに加えて、事業者による自主点検の実施状況に関する申告があった場合においても、仮に不正が行われているとすれば「信頼の確保」に欠けることがあるという観点から、保安院は調査を徹底することが必要である。 申告に関する調査は、許認可や検査のような通常の規制業務とはその考え方や手法において異なるところがある。このため、保安院においては、今後、申告に関する調査の手法や手順、そのための人材や体制のあり方などについて検討し、必要な改善策を講じていくことが必要である。
○東京電力の不正が第一義にあるとしても、それを促進するような行政側の曖昧さや甘さがあったのではないか。 ○規制当局と事業者の在り方についても議論するべき。規制当局として、不正に対して申告ばかりを情報源にしてはいけないう。こういう不正をなくすための検査をいかにすべきなのか。	運転中の原子力施設の安全確保は、一義的には、事業者が自主保安により確保するという前提で、国は、安全上重要な機器について定期検査を行うことにより、事業者の自主保安をチェックするという仕組みであるが、本件事案では、申告のあった2件及びその他の27件は、すべて事業者による自主点検に係る不正の疑いであった。 原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、原子力安全行政に対する「信頼の確保」も同様に重要な使命であることを考慮すれば、特定の機器についての検査により安全を確保するという規制方法だけでは、自主点検記録の不正の防止は不十分である。 事業者の自主保安に委ねられている領域に関する国の安全規制の関与の仕方について見直すことが必要であり、その上で、国の役割を明確にし、必要かつ十分な規制を合理的に課すことにより、規制の実効性を高めていくべき。	原子力安全規制法制小委員会における検討に期待。
○保安院の重要な使命は「安全の確保」のみならず、それと同程度の重さで「信頼の確保」があるのではないか（本件事案の処理において「信頼の確保」が「安全の確保」と比較して軽視されていたのではないか。）	保安院（※）は、これまで「安全の確保」が最重要の使命であると認識してきたが、本件事案のように、「安全の確保」上は大きな問題がなく、法律違反には該当しそうにない場合であっても、記録の不正な記載を行うなど公正さにかける行為が行われている場合には、国民、とりわけ地域住民の信頼を大きく損ねることになるということを猛省する必要がある。	保安院は、原子力安全行政においては、「安全の確保」だけを達成すればよいのではなく、「信頼の確保」にも真剣に取り組む必要があるということをより明確に認識すべきであり、今後、申告があった場合には、それを重大な事故につながる可能性のある事案を早期に発見できる端緒と認識して、その上で、全ての申告案件について、特に安全性及び違法性の両方の観点から迅速かつ機動的に調査を行うことが求められる。また、これに加えて、事業者による自主点検の実施状況に関する申告があった場合においても、仮に不正が行われているとすれば「信頼の

		確保」に欠けることがあるという観点から、保安院は調査を徹底することが必要である。 申告に関する調査は、許認可や検査のような通常の規制業務とはその考え方や手法において異なるところがある。このため、保安院においては、今後、申告に関する調査の手法や手順、そのための人材や体制のあり方などについて検討し、必要な改善策を講じていくことが必要である。
(2)申告処理・調査		
①調査手順		
○申告は、一つの端緒と捉えるべきではないか。調査手順としては、原則として、まず申告者から事実関係を確認すべき。次に申告者の関係者、最後に問題を起こした者に調査を実施するのが妥当ではないか。最初に問題を起こした者を調査した場合、証拠が隠滅されるおそれがあるのではないか。	当時は、申告2件については、それぞれ申告があった段階で、申告の内容が仮に事実だとしても安全は確認された状況にあったため、現状として法令違反の可能性は低いと考えられた。 しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、原子力安全行政に対する「信頼の確保」も同様に重要な使命であることを考慮すれば、その後に続く27件の不正記録の判明が遅くなったこと、その間、国民、とりわけ地域住民に対し何らの情報提供が行われなかったことなどから、保安院(※)による本件事案への不十分な取組姿勢や調査手順の誤りを明確に指摘すべきである。	保安院は、申告案件に係る調査を進めるに当たっては、申告者名が匿名か記名か、申告の動機、証拠隠滅の可能性、申告の内容が事実であった場合の安全への影響などを考慮しつつ、申告者、その関係者、原子力事業者などに対して適切な手順で調査していくことが重要である。このため、調査手順を明確化し、これに従って調査の各作業工程を管理する者を指名するとともに、標準処理期限を明示するなど、できる限り詳細な運用要領を策定することが必要である。
○特に、本事案の場合、まず東京電力からヒアリングをしたのは問題ではなかったか。	特に、申告内容に係る証拠隠滅の可能性があり、かつ、既に安全性の問題がないことが確認されたことを考慮すれば、初期の段階においては、まず、東京電力以外の者に対して調査を行うことが必要であった。具体的には、申告者を訪問して直接内容等について確認するとともに、GE関係者への調査を、早期に、より積極的に行うことが必要であったが、これらを行わなかったことは大いに反省すべきである	
○事案によっては安全の確保を最優先すべきという観点から、まず原子力事業者に対して事実の確認を指示すべきではないか。例えば、申告者が匿名であるが、安全上の問題を生じさせるおそれがある場合などが挙げられる。		
○申告者からの聴取のため、早期に担当者を米国に派遣すべきではなかったか。	保安院(※)は、当時、既に安全が確認されていたこともあり、申告者とは、手紙による接触で十分であったとの認識であった。しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、「信頼の確保」も同様に重要な使命であるとの観点からは、本申告を端緒と捉えて、早期に申告者を訪問して、本件事案についての内容等を確認するべきであった。	
○GE関係者にもっと早く調査を行うべきではなかったか。	保安院(※)では、当時、「安全の確保」という観点から、法制度上の安全の確保に責任を負う東京電力に対する調査を優先して行うべきとの認識であった。しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、「信頼の確保」も同様に重要な使命であるとの観点からは、国の検査対象ではない自主点検に係る東京電力の不正であっても、重要な問題を発見する端緒とながりうるものと認識して、事実の解明を行うべく、GE関係者への調査を、早期に、より積極的に行うべきであった。	
②調査方法		
○申告者の動機は、必ずしも正義感からのみでは無いことが多	保安院(※)は、申告者の動機については、申告を受けた後に確	保安院は、原子力安全行政においては、「安全の確保」だけを達

い。その点は考慮しつつ、例えば申告の動機が正義感とその他で半々であっても、申告の趣旨を役立てる制度やその運営が重要ではないか。	認をしており、G E内部の問題が背景にあるとの印象を受けているが、動機の如何にかかわらず、「安全の確保」上の問題がないことを確認した上で、事実の解明を進めようとしていた。しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、「信頼の確保」も同様に重要な使命であるとの観点からは、本申告を端緒と捉えて、申告者からの申告内容を裏付ける調査を迅速に行うべきであった。	成すればよいのではなく、「信頼の確保」にも真剣に取り組む必要があるということにより明確に認識すべきであり、今後、申告があった場合には、それを重大な事故につながる可能性のある事案を早期に発見できる端緒と認識して、その上で、全ての申告案件について、特に安全及び違法性の両方の観点から迅速かつ機動的に調査を行うことが求められる。また、これに加えて、事業者による自主点検の実施状況に関する申告があった場合においても、仮に不正が行われているとすれば「信頼の確保」に欠けることがあるという観点から、保安院は調査を徹底することが必要である。
○東京電力に対する現地調査及びヒアリングはいずれも任意調査であったが、もっと早い段階で、法律に基づく報告徴収や立入検査を行うべきではなかったか。	保安院（※）は、法律に基づく報告徴収や立入検査の発動に関する当時の運用方針にしたがって、申告された2件について、法律違反の疑いが強いとは言えなかったため、法令に基づく立入検査や報告徴収は行わなかった。しかしながら、調査をより確実なものとする観点からは、報告徴収が、立入検査に比べ、私権を制限する度合いが少ないことも踏まえ、より早い段階で、少なくとも、その発動の可能性を検討し、行うべきであった。	今回の申告2件についても、法律違反の疑いが強いとは言えない状況であったため、保安院は、法律に基づく報告徴収や立入検査を行わなかったが、今後は、任意調査だけに頼るのではなく、被規制者との関係でより透明性の高い行政行為を実施するという視点に立つことが必要である。このため、今後は、申告案件の調査に際しては、報告の対象とすべき事項やその理由などを明らかにしつつ、早い段階で、法律に基づく報告徴収を行うように運用を改めることが必要である。
○運用要領ができたのは平成12年末である。他方、法律施行の前に要領作成作業を開始しており、この点が問題ではないのか。	保安院（※）は、申告制度の開始時には、運用要領は、実績を積み重ねながら、申告調査委員会において審議していくこととしていた。	保安院は、申告案件に係る調査を進めるに当たっては、申告者名が匿名か記名か、申告の動機、証拠隠滅の可能性、申告の内容が事実であった場合の安全への影響などを考慮しつつ、申告者、その関係者、原子力事業者などに対して適切な手順で調査していくことが重要である。このため、調査手順を明確化し、これに従って調査の各作業工程を管理する者を指名するとともに、標準処理期限を明示するなど、できる限り詳細な運用要領を策定することが必要である。
○制度開始時に既に申告処理の活動は開始されており、運用要領の策定が遅かったとは思われない。	平成12年7月の申告制度の導入とほぼ同時に第1の申告案件の処理を行うことになったことは、実践を通じて申告調査委員会の運営方法を確立するための貴重な機会であったと考えられる。このような観点からすれば、保安院は、本件の調査において、より積極的かつ効果的な制度運営に向けて検討するとともに、改善のための取組みを行うべきであった。	ただし、制度が硬直的とならないよう、手順の適宜・適切な改正を行うとともに、申告調査委員会の意見を聞きながら、個別案件の事情に配慮した柔軟な運用を行うことが必要。
○標準処理期限が無いなど内容に不備な点あったのではないか。	保安院（※）が処理期限を設けなかった理由は、案件毎にどのような調査が必要となるかは異なるので、一律の期限を設けることにより、調査不十分なまま、打ち切りにすることがないようにすべきとの判断に基づくもの。	
○申告の内容に依っては運用要領に沿わなくて良い。処理期限はケースバイケースで異なるのが自然ではないか。	しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、「信頼の確保」も同様に重要な使命であるとの観点からは、行政の透明性の確保のために、標準処理期限を明示するなど、できる限り詳細な運用要領を策定するとともに、個別案件については、その事情に合わせて柔軟に対応を行うとの対応をすべきであった。	
○申告者に対して、こちらの受付窓口・担当者は明確であったか。	本件事案においては、申告者への確認を行う際に、資工庁の連絡先は記載されており、受付窓口の明確さの観点からは、大きな問題はなかった。しかしながら、平成13年1月の行政組織改革により保安院が設立され、担当課及び担当者の引継がなされた後、申告者に対して窓口の変更の連絡が遅れており、この点は反省すべき。	手順の明確化の際に、担当課及び担当者が変わった場合の連絡方法についても明記することが必要。
○窓口が情報を入手してから、責任ある者への情報の流れは円	申告者から第1の申告がなされた際には翌日に、第2の申告がな	

滑に行われる仕組みになっていたか。	された際には8日後に申告調査委員会が開催されており、当時の安全規制に責任ある者に情報が円滑に流れており、大きな問題はなかった。	
◎申告調査委員会の運営		
○当時の申告調査委員会には、慣例的に行われていたに過ぎないおそれはないか。	申告調査委員会は、申告者の保護の観点からの情報の秘匿を重視しつつ、担当課だけで判断を行わずに、保安院（※）としての判断を行うために、設置したもの。しかしながら、a)外部委員がいなかったために、手順・考え方に偏りがあったこと、b)必ずしも必要ではない者が参画していたために機動的な開催が行えなかったこと、c)開催の要件が定められていなかったこと、などの課題を抱えていた。	保安院が行う調査を監査・監督し、指導・助言する機関として、外部有識者からなる申告調査委員会を本年10月中を目途に立ち上げることが必要である。また、保安院は、申告調査委員会の了承の下で、調査手順に関する限り詳細なルールを策定し、公表すべきである。
○申告調査委員会のメンバーが総花的集まりで、実務的でなかったのではないか。	申告の処理には、原子力発電に関する技術的知見だけではなく、不正が行われた場合の捜査手法や、法律の適用など幅広い専門的知見が必要であり、かつ、行政庁内部の緊張感のある対応を促す観点からも、申告調査委員会は、外部の専門家で構成され、保安院（※）が行う調査を、監査・監督し、かつ、専門的見地から指導・助言する機関とすべきであった。	申告調査委員会は、調査開始に当たって、申告者から聴取した内容等を基に、例えば、安全への影響の度合を評価し、申告者の動機や内容の信憑性などを踏まえ、調査の手順や調査事項など提示するとともに、保安院による調査の進捗状況を詳細に把握し、報告徴収等の行政行為の実施や調査の終了などの重要事項を審議する機能が期待される。さらに、申告調査委員会は、「できるだけ早期に公表する」との基本姿勢に立ち、申告者の保護、証拠隠滅の可能性等を考慮しながら、公表のための条件や時期について意見を述べるなどの機能も期待される。
○申告調査委員会には、調査実施機関ではなく、保安院が行っている調査を監査・監督する機関としての位置付けるとともに、専門的見地から保安院を指導・助言する機能も付与する機能も付与すべきではないか。		
○申告調査委員会に外部の者を含めることで、行政サイドのスタンスが変わるのではないか。		
○第3回（平成12年7月31日）の申告委員会と、第4回（11月21日）の間の4ヶ月は期間が長すぎるのではないか。	保安院（※）は、この期間は、8月7日に申告者に出した申告内容に関する質問に対する回答を待っていた期間としているが、これは、原子力安全行政の最も重要な目的は、「安全の確保」であり、それが確認されている以上は、受け身の対応で十分との認識によるものであった。しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、「信頼の確保」も同様に重要な使命であるとの観点からは、その間であっても、申告者への督促や、担当者を派遣してのヒアリング等の積極的な対応を採るべきであった。	保安院は、原子力安全行政においては、「安全の確保」だけを達成すればよいのではなく、「信頼の確保」にも真剣に取り組む必要があるということをもより明確に認識すべきであり、今後、申告があった場合には、それを重大な事故につながる可能性のある事案を早期に発見できる端緒と認識して、その上で、全ての申告案件について、特に安全性及び違法性の両方の観点から迅速かつ機動的に調査を行うことが求められる。また、これに加えて、事業者による自主点検の実施状況に関する申告があった場合においても、仮に不正が行われているとすれば「信頼の確保」に欠けることがあるという観点から、保安院は調査を徹底することが必要である。
○資工庁の最後の申告委員会（平成12年12月22日）と保安院になって第1回（平成13年8月16日）の申告委員会の間の8ヶ月は期間が長すぎるのではないか。	保安院（※）は、この期間は、東京電力からの回答を待っていた期間であるとしているが、これは、原子力安全行政の最も重要な目的は、「安全の確保」であり、それが確認されている以上は、受け身の対応で十分との認識によるものであった。しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、「信頼性の確保」も同様に重要な使命であるとの観点からは、その間であっても、原子力事業者への法律に基づく報告徴収やGE関係者への早い段階での調査等の積極的な対応を採るべきであった。特に、二つの申告案件の調査が、後の27件の不正記録の判明につながったという事実にかんがみると、この期間における調査の進展の遅れは、大いに反省すべきである。	申告に関する調査は、許認可や検査のような通常の規制業務とはその考え方や手法において異なるところがある。このため、保安院においては、今後、申告に関する調査の手法や手順、そのための人材や体制のあり方などについて検討し、必要な改善策を講じていくことが必要である。 一方、原子力事業者においても、自らと国民との信頼関係を構築していく観点から、保安院からの調査があった場合には、これを自らの安全確保に対する取組を示す好機ととらえ、事実を解明し、その結果を公表するという確固たる方針を明確にして、協力的な姿勢で積極的に調査に応じることが必要である。
○平成14年になってから、今回の発表まで約8か月の間、一度も申告委員会が開催されていないのはおかしいのではないか。	保安院（※）は、平成14年1月以降は、申告調査委員会は開催されていないが、随時担当課から委員長である保安院次長に報告がなされ、次長の指示の下で的確に調査が進められていたとしている。GEからの情報提供により順調に進みつつあったため、申告調査委員会を開催しなかったことが調査の進展に影響を与えた	

	とは必ずしも言えない。	
(3)申告者の保護等		
○下請事業者の従業者が申告した場合、現行法令では、その従業者は雇用者による解雇その他不利益な取扱から法的保護がなされていないことをどのように考えるか。	より多くの者から、より容易に申告を行えるような環境を、申告する者の立場に立って、整備することが重要である。こうした観点から、保安院は、申告に基づく調査の過程において、請負事業者及び請負事業者の従業者からの申告についても、申告制度の目的にかんがみ、原子力事業者の従業者からの申告の場合と同様に、申告者の了解無くして関係者にその身元を明らかにしないなど申告者の保護に配慮することを明確にすることが必要である。また、調査に必要でない情報や個人のプライバシーに関する情報についても、厳格な管理を行うことが不可欠である。さらに、今回の事案のように法令違反が明確でない場合であっても、法令違反が明らかである場合と同様に、調査の過程においては、申告者の保護に配慮することが重要である。	より多くの者から、より容易に申告を行えるような環境を、申告する者の立場に立って、整備することが重要である。こうした観点から、保安院は、申告に基づく調査の過程において、請負事業者及び請負事業者の従業者からの申告についても、申告制度の目的にかんがみ、原子力事業者の従業者からの申告の場合と同様に、申告者の了解無くして関係者にその身元を明らかにしないなど申告者の保護に配慮することを明確にすることが必要である。また、調査に必要でない情報や個人のプライバシーに関する情報についても、厳格な管理を行うことが不可欠である。さらに、今回の事案のように法令違反が明確でない場合であっても、法令違反が明らかである場合と同様に、調査の過程においては、申告者の保護に配慮することが重要である。
○現行では法律違反に対する申告しか保護されないが、法律に違反しなくても悪質なケースもあるはずで、そういう場合は法律違反に準じて保護すべきではないか。	さらに、請負事業者及び原子力事業者においても、雇用契約、請負契約等において、炉規法第66条の2の規定の趣旨（原子力事業者は、申告をしたことを理由として、従業者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。）に配慮した対応を行うことが望まれる。	さらに、請負事業者及び原子力事業者においても、雇用契約、請負契約等において、炉規法第66条の2の規定の趣旨（原子力事業者は、申告をしたことを理由として、従業者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。）に配慮した対応を行うことが望まれる。
○保安院が、東京電力に対する調査指示書において、判読可能な署名を始め、氏名に関する情報を示していたことは不適切ではないか。また、個人のプライバシーに関する情報を示したことは不適切ではないか。	保安院（※）が、東京電力に対する調査指示書において、判読可能な署名を始め、氏名に関する情報など調査指示に必ずしも必要でない情報を示したことは、適切であったとはいえない。また、個人のプライバシーに関する情報を示したことは、個人情報管理の観点から、極めて不適切であった。	
(4)申告内容・調査結果の公表		
○調査開始後、安全性に問題が無い、又は違法性の可能性が薄いことがわかった時点で、全部ではなくても公表するのが適当ではないか。	公表時期に関する基本姿勢は、「できるだけ早期に公表する」というものであるべきである。	保安院は、原子力安全に対する信頼の確保のために、まずは、可能な限り速やかに、申告処理件数や平均処理日数など、個別案件に係る具体的な情報を伴わない行政上の対応状況を定期的に公表することが必要であり、併せて、個別案件についても、案件の内容、処理状況に応じて、申告調査委員会の意見を伺いながら、できる限り早い段階での公表を行うことが必要である。
○原子力事業者と国民との信頼感の構築という点で、事業者は自主的に軽微な情報も含めて全てを公表することが前提。今の国民の意識としては、できるかぎり全て公表すべきというものに近いのではないか。	ただし、本件事案に関する公表時期の妥当性の評価については、申告者の立場の保護、申告内容の確度が低い場合には、原子力事業者に対し不当な疑義を与える可能性があること、証拠隠滅の可能性などを考慮する必要がある。	さらに、原子力事業者と国民との信頼関係を構築していく観点からは、原子力事業者においても、社内での申告処理を監査・監督するための外部有識者からなる委員会を設定し、申告者の保護や証拠隠滅の可能性等を考慮しつつ、社内調査の結果についてできる限り自主的に公表していくことが強く望まれる。
○調査が終了し、事実関係が解明された段階では、その全容を公表すべきことは言うまでもないが、それ以前の段階で公表することは、問題を起こした者が証拠を隠ぺいする可能性があることなどから、事実関係が明らかになるまで、公表すべきでないのではないか。	このような点を踏まえ検討を行った結果、例えば、平成13年8月8日に東京電力から第1の申告に関する調査結果の報告があった時点、あるいは平成14年1月31日にGE関係者からの回答において第1の申告の裏付けが示唆された時点において公表できなかったかなど、公表時期については様々な意見があり、適切な公表時点を特定するための議論は収斂していない。	
○様々な事情があって、公表できなかったことは理解出来るが、それでは、いつまで経っても公開ができない。基本姿勢は公表であるとの考え方が薄かったのではないか。	しかしながら、少なくとも、保安院（※）が、一貫してより早いタイミングで公表を行うべきとの基本姿勢を持ちつつ、本件事案を処理していたかどうかについて疑問がある。国民、とりわけ地域住民にとっては、「安全の確保」とともに「信頼の確保」が重要であり、行政に対する説明責任が強く求められている。	

○地元住民に対して十分な情報提供がなされていなかったのではないか。		
○13年8月に東京電力から申告に関する調査結果の報告があった時点、若しくは、平成14年1月にGE関係者からの回答において第一の申告の裏付けが示唆された時点、のどちらかで公表できなかったのか。	保安院（※）は、国民、とりわけ地域住民の原子力安全に対する信頼を確保するという観点から、たとえ事実関係や安全が完全に把握されていない段階でも、申告の内容に係る情報を一部であっても公表するべきである。 他方、i) 13年8月の時点では、東京電力の不正を示す情報は申告者からのものしかなく、その申告内容の信憑性も低いと考えられたため、東京電力に対する不当な疑義である可能性が排除できない状況にあったことから公表を行わなかったものであり、一定の合理性があった。また、ii) 14年1月の時点では、GEは当初2件の申告内容を裏付ける示唆を行っていたものの、具体的な証拠が提出されていない状況にあり、東京電力の不正の存在を公表することは時期尚早であったとも考えられる。 このように、公表時期については様々な意見があり、適切な公表時点を特定するための議論は収斂していない。 しかしながら、少なくとも、保安院（※）が、一貫してより早いタイミングで公表を行うべきとの基本姿勢を持ちつつ、本件事案を処理していたかどうかについては疑問がある。国民、とりわけ地域住民にとっては、「安全の確保」とともに「信頼の確保」が重要であり、行政に対する説明責任が強く求められている。こうした観点から、保安院においては、今後、本件事案の調査過程を反省材料とし、情報公開法による公開を含め、今後の新たな申告案件の処理における公表時期の決定に役立てていくことが必要である。	保安院は、原子力安全に対する信頼の確保のために、まずは、可能な限り速やかに、申告処理件数や平均処理日数など、個別案件に係る具体的な情報を伴わない行政上の対応状況を定期的に公表することが必要であり、併せて、個別案件についても、案件の内容、処理状況に応じて、申告調査委員会の意見を伺いながら、できる限り早い段階での公表を行うことが必要である。
○個別に申告委員会にかけて判断するという事項を減らすべき。極力、実施要領に判断事項を盛り込んで、それを公開することで信頼感が得られるのではないか。	申告は、その形態（記名、無記名等）、内容が多種多様で、一律の処理方針、公表方針を適用することは、制度の硬直化につながるとも考えられる。しかしながら、原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、「信頼の確保」も同様に重要な使命であるとの観点からは、単に個別に対応するというのではなく、基本的な処理方針、公表方針等をできる限り詳細に定め、これを積極的に公表していくべきであった。	国民、とりわけ地域住民の安心と信頼を確保するためには、申告制度に係る運用要領を公表することにより、保安院による調査手順の透明性を高めることが重要である。
○情報公開請求があった場合、申告内容等も公開しなければならぬのであれば、もっと早期に自ら公表してしまった方が良かったのではないか。	申告の内容には、保安院が行っている調査における、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為の発見を困難にするおそれがある情報（情報公開法第5条第6号イ（不開示情報））など、行政文書の不開示情報に該当する情報も入り得るため、一概に公表できるとは言えない。 いずれにせよ、少なくとも、保安院（※）が、一貫してより早いタイミングで公表を行うべきとの基本姿勢を持ちつつ、本件事案を処理していたかどうかについては疑問がある。国民、とりわけ地域住民にとっては、「安全の確保」とともに「信頼の確保」が重要であり、行政に対する説明責任が強く求められている	情報公開法に基づく開示請求に対しては、法に基づき適切に対応するとともに、可能な限り速やかに、申告処理件数や平均処理日数など、個別案件に係る具体的な情報を伴わない行政上の対応状況を定期的に公表し、併せて、個別案件についても、案件の内容、処理状況に応じて、できる限り早い段階での公表を行うことが必要である。
(5)規制の在り方		
○原子力施設の安全確保に関しては、一義的には事業者が責任	原子力安全行政においては、「安全の確保」のみならず、原子力	原子力安全規制法制小委員会における検討に期待。

がある。国が行う検査・監査というのは、それを前提に、事業者の自己点検や社内監視体制等をチェックするというやり方ではないか。 ○被規制者が規制の内容に納得しなければ、規制は守られないため、規制の内容は技術の進歩等に応じて常に見直すべきではないか。	安全行政に対する「信頼の確保」も同様に重要な使命であることを考慮すれば、特定の機器についての検査により安全を確保するという規制方法だけでは、自主点検記録の不正の防止は不十分である。 事業者の自主保安に委ねられている領域に関する国の安全規制の関与の仕方について見直すことが必要であり、その上で、国の役割を明確にし、必要かつ十分な規制を合理的に課すことにより、規制の実効性を高めていくべき。	
(6)その他		
○申告調査委員会の議事録を含めた調査過程における資料管理をきちんと行うべきではないか。	申告調査委員会の議事録という非常に重要なものが確実に管理されておらず、資料管理の観点からは、保安院（＊）は、大いに反省すべき。	保安院は、調査手法の明確化を図る際に、資料の管理方法も明確化することが必要である。
○規制当局の監督・監査の執行能力についても検討するべき。諸外国で認められている水中溶接を工事手法として認めなかったというのは問題。保安院はより高い専門性を備えた人材を十分に確保する必要があるのではないか。	保安院は、調査に関し、経験や知見を有する外部人材の確保や専門的な内部人材を育成することが必要。また、これらの人材を活用しつつ、申告制度を有効に機能させるための体制の整備も必要。	保安院は、調査に関し、経験や知見を有する外部人材の確保や専門的な内部人材を育成することが必要。また、これらの人材を活用しつつ、申告制度を有効に機能させるための体制の整備も必要である。
○申告制度の運用改善のみならず、安全に問題無いものを報告するのにどうして隠ぺいしようというインセンティブが働くのかという点について検討することが重要。軽微な故障でも報告することとされているため、原子力事業者は、報告すれば原子炉を止めなければならないおそれがあったので、「小さな問題は『無かったこと』にする」という考えが生じたのではないか。	国民、とりわけ地域住民にとっては、原子力に対する「安全の確保」とともに、「信頼の確保」が何よりも重要であることから、きめ細かな情報提供について積極的に取り組んでいくことが必要である。 そもそも原子力発電所も機械的なシステムである限り、軽微な事故やトラブルが生じうるものである。重要なことは、これらが適切に管理された状況におかれ、適切に対処されるかということであり、こうした絶え間ない努力により、原子力発電所の安全が確保されるものである。 一方、国民、とりわけ地域住民の「信頼の確保」という観点からは、単に「安全だから問題はない」とするのではなく、何らかの事故やトラブルが発生した場合には、それが軽微なものなのか、あるいは安全の確保に重大な影響を与えるおそれがあるものかなどについて、国民により正しく理解してもらうことが不可欠である。このような観点から、これまでの行政機関や事業者による国民への情報提供の内容や方法を見直していくことが必要である。	左記のような観点から、これまでの行政機関や事業者による国民への情報提供の内容や方法を見直していくことが必要。 また、原子力事業者においては、自らと国民、とりわけ地域住民との信頼関係を構築していくため、例えば、以下のような措置を講ずることが強く望まれる。 i) 自主的な保安点検体制を構築するため、社内体制の整備・充実を図る。 ii) 運転管理、点検結果などの取組状況について、情報公開に努める。 iii) 従業者や地域住民などからの申告を処理するため、社内において申告の処理や調査のための体制を整備するとともに、こうした自主的な調査を監査・監督する外部有識者による委員会を創設する。 iv) 現場の技術者は、その職務の重要性を認識しつつ、自らの技術に慢心することなく、常に細心の注意をもって対応する。

「保安院（＊）」とあるのは、平成13年1月5日までの資源エネルギー庁及び同年1月6日以降の保安院を指す。